

難病対策が見直されます

①

調査研究の推進

②

医療施設等の整備

③

医療費の自己負担の軽減

④

地域における保健医療福祉の充実・連携

⑤

QOLの向上を目指した福祉施策の推進

難病対策については、昭和47年にまとめられた「難病対策要綱」を踏まえ、審議会など専門家の意見や難病患者・家族からの要望等も取り入れ、①調査研究の推進、②医療施設等の整備、③医療費の自己負担の軽減、④地域における保健医療福祉の充実・連携、⑤QOLの向上を目指した福祉施策の推進の5本柱により各種事業を推進してきたところです。

この難病対策も30年が経過し、その間、医療技術の進歩に伴い、原因の解明が進んだものや、一定の治療方法が確立しているものも生じてきている等、難病対策を取り巻く環境も大きく変化してきたことから、今後、難病対策を見直すとともに各種施策を一層推進することとしています。

難病の研究を推進するとともに、きめ細が医療費負担を支援する事業については、低所得者への配慮など所得と治療状況に応段階的な一部自己負担を導入します。

調査研究の推進(難治性疾患克服研究)

予後やQOLが大幅に改善した疾患がある一方、根本的な治療法が確立していない難治性疾患も多く存在していることに鑑み、難治性疾患の治療方法の確立を目指した大型プロジェクト研究を推進することとしています。

特定疾患治療研究事業(難病医療費支援制度) 〈都道府県事業〉

1. 自己負担の仕組みが変わります。 (平成15年10月1日施行)

- 他の難治性疾患や障害者医療との公平性の観点も踏まえ、次のとおり見直されます。
 - ・重症患者の方は、引き続き自己負担はありません。
 - ・低所得者(市町村民税非課税)の方は、新たに自己負担がなくなります。
 - ・上記以外の方は、所得と治療状況に応じた段階的な負担限度額へ変更されます。

◆自己負担限度額表

階 層 区 分		対象者別の一部自己負担の月額限度額		
		入 院	外 来 等	生計中心者が患者本人の場合
A	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0円	0円	0円
B	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500円	2,250円	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	6,900円	3,450円	
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合	8,500円	4,250円	
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合	11,000円	5,500円	
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合	18,700円	9,350円	
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合	23,100円	11,550円	

- 治療の結果、症状が改善し、経過観察等一定の通院管理の下で、著しい制限を受けることなく就労等を含む日常生活を営むことができると判断される方は、「軽快者」として「特定疾患医療受給者証」に替わって「特定疾患登録者証」が交付されます。
 - *軽快者の方は、公費負担医療の対象とはなりません。引き続きホームヘルプサービスや日常生活用具給付等の福祉サービスを受けることができます。
- 特定疾患登録者証の交付を受けた方が、症状の悪化により医療費の公費負担申請を行う場合には、証の提示により提出書類の一部が省略されるとともに、症状の悪化を医師が確認した日まで遡って公費負担医療の対象となります。

2. 申請手続きが変わります。

- 制度見直しに伴い、特定疾患医療受給者証の有効期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までに変更されます。(従来：4月1日～3月31日)
- 「臨床調査個人票」については、今後、毎年の更新時に提出して頂くこととなります。特定疾患の原因究明及び治療法の確立等の推進のためにご協力下さい。